

# 兵庫県公報

平成19年12月28日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

ページ

○浴場業の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●浴場業の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第 80 号）

公衆浴場法基準条例の一部改正により、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室その他の入浴設備を夫婦で利用する場合については、男女の混浴の禁止を解除することに伴い、夫婦であることの確認の方法を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

浴場業の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

### 兵庫県規則第 80 号

#### 浴場業の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則

浴場業の許可手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和39年兵庫県条例第64号」の右に「。以下「条例」という。」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（家族風呂等の利用の確認）

**第5条** 条例第4条第1項第22号の2ア又は第2項第14号アに掲げる場合に該当するかどうかの確認は、同条第1項第1号に規定する家族風呂等を利用しようとする者に、住民基本台帳カード、運転免許証その他の住所及び氏名が記載された書類を提示させることにより行わなければならない。

様式第5号中「第5条」を「第6条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。